

「ジェネリック（後発）医薬品使用促進差額通知」事業の実施について

厚生労働省から医療保険者の取組みとして「ジェネリック（後発）医薬品使用促進のための差額通知事業の推進」が求められています。

これを受けまして、当組合においても、対象となる方々の医療費負担額軽減の一助として、「ジェネリック（後発）医薬品使用促進差額通知」をお届けすることにいたしました。

実施内容

- 対象者 40歳以上の被保険者および被扶養者
先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えることにより自己負担額が年間2,000円以上軽減される見込みのある方。
- 対象期間 令和4年1月～12月診療分
- 送付先 該当される方のご自宅へ送付いたします。（送付日：令和5年10月31日）
※同一世帯内に複数の該当者がいる場合は、別々の封筒でお送りいたします。

問い合わせ先	大阪本部	給付課	TEL06-6941-5006
	神戸支部		TEL078-221-6100
	京都支部		TEL075-801-2905